

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、尾道市立三幸小学校における教育活動を効果的に行うために、インターネットの利用の仕方や発信の在り方に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターネット利用の基本)

第 2 条 インターネットを利用するに当たっては、児童及び関係者の個人情報及び情報等の保護に努めると共に、児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、各教科・総合的な学習の時間等の視点からの教育推進・課題解決に寄与するように努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

第 3 条 インターネットの主な利用形態は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 各教科や特別活動・総合的な学習の時間等での学習。
- (2) 地域社会への情報発信や連携。
- (3) P T A活動の推進。
- (4) 教職員の研修
- (5) その他、本校教育推進に必要と判断される活動。

(web ページ等による情報発信)

第 4 条 web ページにより情報の発信を行う場合は、事前に学校長が掲載の内容について適正であることを確認する。

(個人情報の保護)

第 5 条 インターネットで個人情報を発信する場合には、他に悪用されないことがないように配慮する。(住所、電話番号、生年月日等は発信しない)

第 6 条 インターネットで個人情報を受信した場合には、他に悪用されないことがないように配慮する。

(教職員による指導の徹底)

第 7 条 教職員は、著作権・知的所有権に配慮し、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図る。

第 8 条 教職員は発信する内容について、言語・表現方法・内容など、人権に関わる表現に配慮する指導を行わなければならない。

第 10 条 教職員は児童が情報を発信する場合、必ず事前に内容をチェックしなければならない。

(その他)

第 11 条 インターネット上のトラブルや問題が起こった場合は、速やかに学校長に報告し対処に努めなければならない。

第 12 条 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、規定事項の見直しの必要が生じた場合には、必要な手続きを経て基準の見直しを行わなければならない。

(付則) 本運用規程は、平成 26 年 4 月から施行する。